

# 第3次泉佐野市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

## 概要版

### 計画の位置付け

- ◆地域福祉計画は、社会福祉法107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画で、地域の助け合いによる地域福祉を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本とし、ともに支え合う地域づくりをめざすための「理念」と「しくみ」をつくる計画です。
- ◆地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が地域福祉を実践するために策定する計画で、地域福祉の推進をめざして、社会福祉協議会が中心となった、地域住民や住民組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPOなどの民間団体による福祉活動の具体的な取り組みを定める行動計画です。

本市では、地域福祉の一体的な推進を図るため、地域福祉計画と地域福祉活動計画の役割分担を明確にしながら、一体的な計画として策定することで、共通の理念・課題意識のもと地域福祉の推進に取り組みます。

### 計画の期間

- ◆本計画の期間は令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間とします。なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行います。

### 計画の推進体制

- ◆地域福祉計画の推進には、市民、町会・自治会、地区福祉委員会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、市内の社会福祉法人をはじめとする関係団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担いながら、連携・協働することが大切です。多様な主体が地域福祉の推進に参画する体制づくりを進めます。
- ◆本計画の進捗状況の確認や定期的な評価を行うための機関として、「泉佐野市地域福祉推進審議会」を年1回以上（原則）開催し、進捗管理・評価を行うことで、本計画に基づく施策について実効性を持って推進していくものとします。これに併せて、市の関係各課で構成する「泉佐野市地域福祉庁内推進委員会」においても、審議会と同様に本計画の進捗管理と評価を行います。
- ◆市の広報紙やホームページ、社会福祉協議会の広報紙「泉佐野市社協だより」やホームページを活用し、本計画の普及とその取り組みの周知に努めます。また、地域福祉についての市役所庁内における関係課の連携についても、「泉佐野市地域福祉庁内推進委員会」を中心として、職員の理解と協働の促進を図ります。

### 生活圏域の考え方

#### 見守りとニーズ発見のための「第1次圏域（町会・自治会・小学校区）」

要援護者の福祉課題を発見するためには、町会・自治会、小学校区等住民に身近な「日常生活圏域」にある社会資源とのネットワークづくりが不可欠です。多様な主体が連携し、住民に身近な地域における見守り・発見・つなぎの機能を強化する取り組みの基盤となる、最も小さい生活圏域として第1次圏域を設定します。

#### 課題解決のための「第2次圏域（中学校区・サービス圏域）」

「第1次圏域」で発見された様々な福祉課題をワンストップで受け止め、必要なサービスにつなげるなどの解決に取り組むためには、中学校区等一定の「サービス圏域」において、地域の相談・支援機能を集約したネットワークの構築が不可欠です。「サービス圏域」で活動する様々な地域の相談・支援機関とのネットワークを構築し、地域の福祉課題の解決機能を強化する取り組みを行う圏域を第2次圏域とし、市内に5地区の圏域を設定します。

#### 広域的・専門的な課題解決及び総合的な福祉施策推進のための「第3次圏域（市域）」

個別支援を通じて発見された福祉課題のうち、同様の課題を抱える要援護者が一定数いるなど個別の課題解決にとどめることが適切でない場合は、当該課題解決のための新たなサービス（普遍的な仕組み）を開発し、当該課題に対応するための地域福祉計画、その他の行政計画の見直し等総合的な福祉施策の推進を行うことが求められます。このような対応を行うためには、庁内関係各課や各分野の行政機関とのネットワークを構築し、広域的・専門的な福祉課題の解決機能を強化することが重要です。こうした課題には市全体で取り組むものとし、これを第3次圏域とします。

| 生活圏域   | 1次圏域                      |         | 2次圏域                           | 3次圏域                                                               |
|--------|---------------------------|---------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
|        | 町会圏域                      | 小学校区    | 中学校区                           | 市域                                                                 |
| 相談支援機関 |                           |         | 地域型包括支援センター<br>第2層生活支援コーディネーター | 市役所各課相談窓口<br>基幹型包括支援センター<br>第1層生活支援コーディネーター<br>民生委員児童委員協議会<br>保護司会 |
|        | 民生委員・児童委員                 | 校区委員会   |                                |                                                                    |
|        |                           | 保護司     |                                |                                                                    |
|        | 町会・自治会<br>支部福祉委員会<br>各種団体 | 地区福祉委員会 |                                | 町会連合会<br>社会福祉協議会<br>各種団体連合会                                        |

### 重点施策

これからの地域福祉においては、制度分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと、いきがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」をめざしていくことが求められます。特に本計画期間において「地域共生社会」の実現をめざしていく上で、重点的に取り組む分野として、次の2点の重点項目を設定します。

#### 包括的支援体制の整備（丸ごと化）

複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向け、施策分野の枠を越えた、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援や、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する参加の支援、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出すための地域づくりの支援等を行い、誰も排除されることのない包括的な支援体制の整備に取り組みます。

#### 地域課題解決のための仕組みづくり（我が事化）

地域福祉施策・事業がより実効性のあるものとなり、地域で生きる様々な人の支えとなるよう、個人・世帯・地域における問題・課題の発見から、関係機関・団体における課題意識の共有、多様な主体の連携や地域資源の活用を通じた課題の解決までを見通すことのできる、地域課題解決のための仕組みづくりに取り組みます。

## みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち 泉佐野

本市の地域福祉計画、地域福祉活動計画においては、これまでも年齢・性別・障害の有無等にかかわらず、すべての市民が地域で自分らしくいきいきと暮らせるよう、市民一人ひとりがつながり、市民・事業所・社協・市が地域の課題を共有し、解決に向けて協働するまちづくりをめざしてきました。この方向は総合計画においても共有され、これからも引き続き追求されるべき基本的な考え方となっています。また、感染症の流行や災害発生時等の非常時においても、大切にされるべき理念です。

### 地域福祉計画における施策の展開

本市の行政が中心となって取り組む地域福祉に関する施策・事業

### 連携・協働

### 地域福祉活動計画における取り組み

民間の福祉活動について、関係する団体・組織・事業所等の取り組みの方向

#### 基本目標1

#### 自分らしく生き、チャレンジできる地域をつくろう

| 成果目標          | R1<br>現状 | R4<br>目標 | R8<br>目標 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 地域包括支援センター認知度 | -        | 50%      | 80%      |
| 中核機関の設置       | 未設置      | 設置       | 設置       |
| 地域で住み続けたい人の割合 | 50.5%    | 55%      | 60%      |
| ユニバーサルデザイン認知度 | 16.3%    | 20%      | 25%      |
| 地域包括ケア会議等開催数  | 23回      | 48回      | 58回      |

#### (1) 自立を支える支援の充実

- 総合的な相談支援の充実
- 自立した生活に向けた支援の充実
- 生活困窮者の支援
- 適切な福祉サービス等の提供
- 再犯防止の取り組み《再犯防止推進計画》

#### (2) 人権尊重と権利擁護の取り組み

- 成年後見制度の利用促進  
《成年後見制度利用促進基本計画》
- 市民による後見活動の推進  
《成年後見制度利用促進基本計画》
- 虐待防止対策の推進
- 福祉意識・協働意識の向上
- 人権教育・啓発の推進

#### (3) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

- 防犯・交通安全の推進
- ユニバーサルデザインの推進
- 住みよい地域環境の整備（買い物支援・移動支援）

#### (4) 複合的課題を支援する相談支援機関のネットワーク推進

- 包括的支援体制のための基盤整備

#### 行動1 市民後見人活動の推進

#### 行動2 意思決定支援の推進

#### 行動3 安心して介護・福祉サービスを利用できるための取り組み

#### 行動4 「生きる」を支える公的制度外の取り組みを進めます

#### 行動5 多様な「働く」を支援します



#### 基本目標2

#### つながり支え合う地域をつくろう

| 成果目標             | R1<br>現状 | R4<br>目標 | R8<br>目標 |
|------------------|----------|----------|----------|
| 近所づきあいの深い人の割合    | 54.6%    | 60%      | 65%      |
| CSW※の認知度         | 4.5%     | 10%      | 15%      |
| 障害者と行動した経験のある割合  | 28.4%    | 32%      | 36%      |
| 避難支援にかかる協定書締結団体数 | 42団体     | 60団体     | 77団体     |

※コミュニティソーシャルワーカー

#### (1) 交流の機会の充実

- 多様な地域活動を通じた参加・交流の促進
- 住民主体の健康づくり活動の促進

#### (2) 地域で支え合う関係づくりの促進

- 地域課題・地域資源の共有
- 地域における見守り・支え合い活動の推進

#### (3) 課題を抱える人を支えるネットワークの構築

- 要援護者を支えるネットワーク
- 同じ課題を抱える人のネットワーク
- セーフティネットのための地域包括ケア会議の設置

#### (4) 防災の推進

- 日常的な防災の取り組みと災害発生時の対応
- 避難行動要支援者の支援体制の整備
- 福祉避難所の整備

#### 行動1 住民同士の支え合い活動の推進

#### 行動2 防災活動のネットワーク化

#### 行動3 地域貢献団体の見える化

#### 行動4 様々な生きづらさを感じている人たちの居場所を地域につくる

#### 基本目標3

#### みんなで参加する地域をつくろう

| 成果目標               | R1<br>現状 | R4<br>目標 | R8<br>目標 |
|--------------------|----------|----------|----------|
| 地域の行事に参加した人の割合     | 54.6%    | 60%      | 65%      |
| あいさつ以上の近所づきあいのある割合 | 90.1%    | 92%      | 94%      |
| 民生委員・児童委員充足率       | 92.7%    | 96%      | 100%     |

#### (1) 地域活動への参加の促進

- 日常的な地域活動の充実
- NPO・ボランティア活動への参加の促進

#### (2) 参加しやすい地域環境の整備

- 情報提供・情報発信の充実
- 地域福祉の拠点づくり
- 安定的な地域の自主財源の確保

#### (3) 地域活動の担い手となる人材の育成

- 民生委員・児童委員活動の充実
- 福祉人材の育成・発掘

#### 行動1 ボランティアに参加しやすい仕組みづくり

#### 行動2 当事者意識で参加できる募金・寄付活動

#### 行動3 福祉教育にみんなで関わろう